



介護休業等の取扱い



職員(契約職員を含む。)は、要介護者の介護をするため、介護休業(介護部分休業を含む。)を取得することができます。

要介護者とは？

負傷、疾病、老齢、身体上又は精神上の障害により2週間以上の日常生活に支障がある者

- ・配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・職員と同居している祖父母、兄弟姉妹、孫
- ・事実上、父母あるいは子と同様の関係にあると認められる者
(父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子)

就業規則第47条第2号

取扱要領第9条第1号

取扱要領第9条第2号

介護休業ができる期間は？

介護を必要とする一の継続する状態ごとに5回を超えず、かつ、通算して6ヶ月を超えない範囲内の期間

就業規則第66条第2項

※「介護を必要とする一の継続する状態ごと」とは、介護を必要とする状態を生じてから消滅するまでをいう。したがって、介護を必要とする状態が一旦終息し、正常な日常生活が営めるようになった後に同じ病気が再発したという場合は新たに介護休業を取得することが可能となるが、介護を必要とする状態が継続する中で、他の病気を併発したという場合には新たな介護休業は認められない。

介護休業の給与(賃金)は？

介護休業をしている期間は、給与を支給しない(無給)

就業規則第66条第5項

介護休業の手続き

○介護休業の申出を行う場合は、介護休業申出書を理事長あて提出する。

※理事長は、介護休業等に関する権限を研究所等の長に委任する。

- ・介護休業開始予定日の2週間前までに申出する。
- ・できる限り、2週間以上の期間で申出する。
- ・介護休業する事由を証明する書類を提出を求められることがある。

介護規程第4条第2項

介護規程第15条

取扱要領第10条

介護規程第4条第3項

介護規程第4条第4項

○介護休業の終了予定日を変更する場合は、介護休業期間変更申出書を理事長あて提出する。

介護規程第5条

- ・介護休業終了予定日の2週間前までに申出する。

○介護休業を終了する場合には、理事長あて通知する。

介護休業第8条

- ・要介護者が死亡したとき
- ・要介護者と親族関係が消滅(離婚、婚姻取消、離縁等)したとき
- ・要介護者を介護することができない状態(職員が負傷、疾病、心身上又は精神上の障害)となったとき
- ・産前産後休暇、育児休業、新たな介護休業が始まったとき



介護部分休業とは？

勤務時間の一部を勤務しないで要介護者の介護をするための休業
・1日を通じて4時間を超えない範囲内(30分単位)

就業規則第67条第2項
介護規程第9条

勤務時間管理

要介護者を介護する必要がある場合、早出遅出勤務を請求することができる。
要介護者を介護するために、深夜勤務制限、時間外勤務制限を請求できる。
休憩時間を午後0時から午後0時45分の45分間、終業時刻を15分短縮とすることができる。

就業規則第47条第2項
就業規則第52条
勤務時間要領第17条

介護部分休業ができる期間は？

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間(介護休業をしている期間と重複する期間を除く。)内で必要と認められる期間

就業規則第67条第2項

介護部分休業の給与(賃金)は？

介護部分休業により勤務しない1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額を減額

就業規則第67条第3項

介護部分休業の手続き

○介護部分休業の申出を行う場合は、**介護部分休業申出書**を**理事長あて**提出する。

介護規程第10条

※理事長は、介護休業等に関する権限を研究所等の長に委任する。

介護規程第15条
取扱要領第10条

・介護部分休業開始予定日の**2週間前まで**に申出する。

○介護部分休業期間中の一部の日又は時間について介護部分休業を取り消す場合には、**介護部分休業申出書**を**理事長あて**提出する。

介護規程第12条

・年次休暇、特別休暇、病気休暇をを取得した場合は、その日の介護部分休業は取り消す。

○介護部分休業を終了する場合には、理事長あて通知する。

介護規程第13条

- ・要介護者が死亡したとき
- ・要介護者と親族関係が消滅(離婚、婚姻取消、離縁等)したとき
- ・要介護者を介護することができない状態(職員が負傷、疾病、心身上又は精神上的の障害)となったとき
- ・産前産後休暇、育児休業、新たな介護休業が始まったとき

介護休暇(特別休暇:有給)

要介護者1人の場合は5日、2人以上の場合は10日を取得することができる。

就業規則第58条

・1日単位又は1時間単位

別表第2第12号

・介護休業する事由を証明する書類を提出することがある。



介護休業給付

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

雇用保険法

(休業開始時の賃金日額×支給日数×67%)

※受給資格

- ・要介護者を介護する(2週間以上の期間)ための休業をした雇用保険の被保険者で、介護休業開始日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上あること。

介護保険制度

40歳から64歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。介護保険制度は、介護保険加入者(40歳以上の方(誕生日の前日の属する月から))の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

介護相談

高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方は、お住まいの地域包括支援センター(公的機関)へ相談いただくと、内容に応じて、具体的な解決策を提案してくれます。

介護サービスの利用

- ①市町村の窓口で「要介護(要支援)認定」の申請を行う。
- ②要介護認定の調査、判定等が行われ、認定結果の通知がされる。
- ③ケアマネジャーがケアプランを作成する。
- ④サービスを利用する。



**当機構では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。
また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。**

相談窓口

介護休業・介護両立支援制度等に関する相談対応のため、以下のとおり相談窓口があります。

本部及び開発調査センター 総務課長
研究所 管理課長及び管理チーム長
水産大学校 管理課長



1. 介護が必要な家族が生じた旨の申出をした職員に対し、個別に制度を周知するとともに介護休業や両立支援制度の取得・利用の意向を確認する。
2. 介護に直面する前の早い段階(40歳等)の職員に対し、介護休業や両立支援制度等に関して情報提供を行う。

介護休業・介護両立支援制度の取得・利用の意向について

私は、当機構の制度を確認し、下記のとおり取得・利用の意向を報告します。

該当するものに○	
	介護休業を取得する。
	介護部分休業を取得する。
	介護休暇（特別休暇）を取得する。
	深夜勤務制限を利用する。
	時間外勤務制限を利用する。
	早出遅出勤務を利用する。
	いずれも取得・利用する意向はない。
	検討中

（※）介護休業以外の制度は、組み合わせて利用することができます。

【提出日】令和 年 月 日

【提出者】所属 ○○部○○課

氏名 ○○ ○○

介護休業の取扱い

介護休業

職員が要介護者を介護するための休業

就業規則第66条

要介護者

配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病、老齢、身体上又は精神上的の障害により2週間以上の日常生活に支障がある者

就業規則第47条第2号

期間

連続する6ヶ月の期間内に必要と認められる期間
できる限り、2週間以上の期間で申し出

就業規則第66条第2項
介護規程第4条第3項

給与

介護休業をしている期間(時間)は給与を支給しない

就業規則第66条第5項

勤務時間

早出遅出勤務を請求することができる
深夜勤務制限、時間外勤務制限を請求できる

就業規則第47条第2号
就業規則第52条

育児部分休業

勤務時間の一部を勤務しないで要介護者の介護をするための休業

就業規則第67条

申し出の手続き

介護休業等申出書を理事長あて提出
できる限り、2週間以上の期間で申し出
証明書類の提出

介護規程第4条第2項
介護規程第4条第3項
介護規程第4条第4項

取り消し

一部の介護休業を取り消すことができる
年次休暇、病気休暇、特別休暇取得した場合は、その日は介護休業を取り消す

介護規程第7条第1項
介護規程第7条第2項

期間の変更

介護休業終了予定日の2週間前まで

介護規程第5条

様式

介護休業の申出
介護休業の変更
介護休業の撤回
介護部分休業の申出、取消、撤回

取扱要領第10条
取扱要領第11条
取扱要領第12条
取扱要領第13条